



愛知県教育委員会教育長 様

2019年9月26日

県内学校での「火の舞トーチ」について、即刻中止、今後も中止をもとめる請願。

請願人 行政を考える住民の会
事務局 宮崎邦彦

住所

請願の経過、趣旨、理由

- 1 2019年8月10日朝日新聞、トーチ練習でやけど(資料1) 教諭、やけどの生徒に「自業自得」などの暴言、とある。やけどの、手当が最優先することであつて、やけどの生徒に、暴言を云うようなことは人権侵害であるといえる。安全配慮、義務違反とともに、けがをした生徒の人権侵害であることは明らかである。
- 2 学校側は、市教委から問い合わせがあるまで、事故を報告していなかつたとある。校長の報告義務違反、職務怠慢であるといえる。
- 3 2019年9月5日中日新聞、どうする?トーチ演舞(資料2) 市教委は、マニュアルを作っていたとある。同校は当時、規定を守っていなかつた。とある。校長は、「危機意識がなかつたとしか言いようがない。大変申し訳ない」と謝罪したとある。校長が、危機意識がなかつたということに対する、反省したとしても、負傷事件を起こした校長の管理責任等は重い。
- 4 市教委は、来年度以降の対応方針を検討している。ということであるが、昨年度にも小学5年の児童がトーチを披露した際、やけどを負った事故があつたという(資料3 2019年8月18日朝日新聞)。本来ならその時点で、トーチ禁止が出されるべきであつたといえる。対応が遅れたことが悔やまれる。少なくとも、この時点で、全県的な中止ということがなされるべきであつた。
- 5 トーチに火を使うことは、小学生、中学生の安全という視点から、危険すぎる。極論かもしれないが、消防士のように、防火服を着衣して行うなら可能かもしれない。今回の事故が、夜の野外教育の場で起きたら、さらに大変であつたことが予想される。
- 6 よい思いで(資料2)、は別に作ればよい。危険を児童生徒に負わせたままで、感動や、思いのため、という理由で、トーチに火を使うことは、人の健康と命に対して、無神経すぎるといわざるを得ない。トーチに火を使うことは、教師等の負担にもなる。名古屋市が今年度、トーチに火を使うことの中止の通知を出されたことは評価できる。今後も継続されることを求めるものである。
- 7 火の舞トーチ見直し議論(資料4 朝日新聞2019年9月24日 夕刊)について、「春日井市、一宮市、岡崎市、などでは、トーチは行われてきたというが」とある。

県内の自治体、今年度、県内において、そして今後どうされるのか不明である。

感動、達成感のために(資料4)、というような、考えで、生徒の生命、健康等を危険にさらしていいという理由は通らない。生徒の私物化という見方もある。「組体操」においては文科省が、通知を出したが、今回は、教育委員会が、早急に中止の通知を出されることを求めるものである。少なくとも、危険、もしくは警告的呼びかけの文書を出すべきであるといえる。

請願事項

- (1) トーチ、実施の学校名(自治体)、やけどの生徒について調査の上、公表すること。
- (2) 負傷の報告遅れ等も含み、やけどを起こした、生徒のいる、安全配慮にかけた、学校の校長を処分すること。
- (3) 今後、愛知県内の学校においては、トーチ演舞に火を使うことを中止(廃止)すること。

添付資料 資料1 朝日新聞 2019年8月10日

資料2 中日新聞 2019年9月5日

資料3 朝日新聞 2019年8月18日

資料4 朝日新聞 2019年9月24日 夕刊